

令和5年9月29日
大東市高齢介護室 高齢政策グループ

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定により、令和5年9月28日付けで下記のとおり、指定の全部の効力を停止しましたのでお知らせします。

記

1. 対象事業者

事業者 : 北摂画像医学研究所株式会社
所在地 : 大阪府大東市扇町3番8号コート仁泉

2. 対象事業所

事業所 : 吉原ケアプランセンター
サービスの種別 : 居宅介護支援
所在地 : 大阪府大東市扇町3番8号コート仁泉

3. 処分内容

指定の全部の効力の停止1年

効力停止の期間 令和5年11月1日から令和6年10月31日まで

(概要)

介護保険法における居宅介護支援の運営基準に違反し、介護給付費を不正に請求したことから、不正額（約130万円）の返還を求めるとともに、全ての介護報酬の支給を1年間停止する行政処分を行うもの。

※居宅介護支援

居宅介護支援専門員が、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するための居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）を作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、介護サービス事業者や関係機関との連絡・調整を行う。

裏面に続く

4. 行政処分の理由

令和4年11月25日に市が同事業所で行った運営指導（介護サービス事業所の育成・支援を目的に、運営等が適正になされているか定期的に確認・指導するもの）において、運営基準違反を指摘し改善に向け指導したにも関わらず、令和5年5月18日に市の求めに応じ提出のあったケアプラン等の書類を点検したところ、運営基準違反が続いている状態が判明したことに伴い、令和5年6月7日以降、計3回にわたる監査を実施し、下記の違反を確認したため。

(1) 運営基準違反（法第84条第1項第3号）

- ① 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者に説明が必要な事項について、文書を交付して説明を行っていない。
- ② ケアプラン作成時に行う利用者・その家族に対するアセスメントの実施、サービス担当者会議の開催、サービス開始以降のモニタリングの実施や結果の記録等がなく、一連のケアマネジメント業務を適切に実施していない。
- ③ ケアプランが不存在の期間がある。

(2) 介護給付費の不正請求（法第84条第1項第6号）

居宅介護支援に関する介護給付費について、上記（1）の理由により全額もしくは一部を減算して請求しなければならないことを認識しながら、減算せずに請求し、受領した。

(3) 虚偽の報告（法第84条第1項第7号）

監査において、サービス担当者会議の記録、ケアプラン、居宅介護支援経過について、適切に実施したものになるよう事実と異なる内容を記録したものを提出した。

(4) 虚偽の答弁（法第84条第1項第8号）

監査において、書類に記載された日時の正誤について事実と異なる答弁をした。

5. 返還請求額

1, 324, 038円（不正請求額945,742円 加算金378,296円）

不正請求を行い受領していた介護給付費を返還させるほか、法第22条第3項の規定に基づき、当該返還金額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。